

主たる事業所の所在地がわかる書類

1 法人の場合（①または②）

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）写し

②直前の事業年度の確定申告書別表一の写し

直前の事業年度の確定申告書が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書をもって代えることが可能です。

※收受日付け印が押印されていること

2 個人事業者の場合（青色申告の場合）

所得税の青色申告決算書1枚目の写（令和元年分）

3 個人事業者の場合（白色申告の場合）

所得税の収支内訳書1枚目の写し（令和元年分）

4 個人事業者で青色申告及び白色申告をしていない場合

和歌山県内に主たる事業所を有すると証明できる書類

例えば、和歌山県内事業所の個人事業の開業・廃業等届出書の写しなど